

会長の業務

●定例会

- ・毎月第3土曜日、10時～終了まで（8月は無し） 地域会館2階にて基本、会長出席（不都合時は四役で代理）
- ・特に発言などはなく、自治連合役員からの話が下りてくる
色々な期限で提出物があるので、漏れの無いよう注意する
回覧板は月1回なので、早め早めに周知する
- ・終了後、廊下のみどり町会のBOXの回覧物、ポスターなどを持ち帰る
班ごとに仕分けし、班長に配布（受け渡し方法は相談する）

●年間行事の計画、準備、実施

地域会館を利用するときは、前月の1日以降に申し込む(会館1階にてAMのみ)

役員会議・・・2、3回程度、全役員（四役と各委員）と班長を招集

※四役会議開催の場合は、必要に応じて会長が招集

平成29年度

1回目 6/11 年間行事予定をお知らせし協力依頼

2回目 9/3 運動会、防災訓練、キッズフェスタ打合わせ

3回目 1/14 活動報告、総会について

* 何度も集まらないので、1回目に2回目、2回目に3回目の日程を決めておく

美化清掃・・・5、6月頃（終了後、第1回役員会を地域会館にて行う）

- ・実施日を役員の都合等を考慮して決定する
- ・ゴミの集積を役所に依頼するかどうか、集合場所などを決める
- ・文書を作成し、回覧板でお知らせする
- ・参加者へ配るドリンクを購入する（気温を見て倉庫保管でも）

ふれあい運動会・・・例年10月（第1日曜）実施

- ・8月は定例会がないので、7月定例会で連合より出場者の割振り表をもらう。（運動会当日までに決定すればよく、連合には提出不要）
- ・回覧板で募集し、種目ごとに人数調整する
- ・偏りがあるので、出たことがない人を優先したりして難しい作業です
- ・第2回役員会で班長と打ち合わせをしっかりとしておく

※お弁当の発注、飲み物、お菓子購入などの準備。

ただし、雨天は中止なので考慮が必要。

キッズフェスタ・・・平成 28 年度より開催

- ・毎年 11 月に行われていた収穫祭に代わり、子供向けのイベントを行う
- ・町会、又は子ども会主催で、申請すれば連合から補助金が支給される
- ・年度中にいつしてもいいので、四役で決定する
(5 月ころに予定を連合へ提出)

※平成 28 年度 10/30 ハロウィンパーティー

平成 29 年度 11/26 キッズオータムフェスタ

防災訓練・・・9 月下旬ごろ開催 (3 年毎に大掛かりなものがある)

- ・防災委員が訓練計画～実施まで中心で行う。
- ・参加者の募集は回覧板で行う。団体保険に加入するため参加者名は幼児も含め全員必ず記入してもらう。
- ・提出期限までに連合へ参加者名簿を提出する。

年末夜警・・・防犯委員会を中心に開催日、時間帯を決定

- ・回覧板で周知、当日参加で OK
- ・倉庫の拍子木を使用
- ・特に決まりはないので、防犯委員が参加者の人数を見てコースや回数を決める
- ・地域会館で連合役員さんに挨拶をし、陣中見舞いをいただく

総 会・・・2 月末～3 月末頃に開催 (会館を必ず予約)

- ・新役員の人数を班ごとに割振り、12 月末までに決めてもらう
- ・年間の活動報告、会計報告、議案の採決、意見交換などを行う
- ・新旧役員、班長は必ず出席してもらい、終了後役員ごとで引継ぎを行う
- ・四役、班長、各役員と LINE グループを作るとやりやすい

●その他

各種報告、名簿の作成

月	・町会世帯数報告書 (兼、連合会費確認書)	4、10
	・年間行事予定表 (子ども会の内容も併せて)	4 月
	・こども 110 番の家加入者名簿	4 月
	・防災組織図更新	4 月
	・防災訓練参加者名簿	9 月
	・歳末夜警実施報告書	1 2 月
	・新年度役員名簿	3 月
	・身体障がい者福祉事業回覧物の送付先住所変更連絡	3 月
	・南八下校区地図の送付先住所変更連絡	3 月

2年ごとの4月

・公園管理者変更届

規約、会計報告

- ・総会で改定があれば更新し、回覧板で議事録等を回し、希望者には配布する

町会新規加入、退会

- ・届出書をもらい、名簿を更新する
- ・加入者には規約を配布し、町会費の集金を行う

計 報

- ・班長からの連絡などで把握したら、連合と子ども会会長へ連絡する
- ・班長にご家族の意向を確認してもらい、葬儀の出席や香典などの対応をする

郵便局の名義変更

- ・毎年会計名義に変更する
- ・手続きに会長の署名、押印有りの役員名簿と規約が必要

防犯灯などの設備管理・・・球の交換、設備の修理など要請あれば対応する

各設備には管轄があるので、堺市、自治連合、石原町会分はそれぞれに電話連絡して対応してもらう。

- ・みどり町会管理分・・・岩下電機（090-1445-8633）
- ・ルミネント広場・・・原池公園管理事務所（072-276-6818）
- ・堺市の防犯灯、ポールの破損、放置自転車など・・・
北部地域整備事務所（072-258-6782）
- ・違法駐車など・・・黒山警察署（072-362-1234）

寄付金、募金の支払い

- ・自治連合より赤十字、赤い羽根、歳末助け合い、盆踊りの寄付金の要請がある
- ・定例会で納付期限を告げられるので、会計から預かり領収書をもらう
- ・子ども会へ助成金、みこし巡行のお花代を渡す

連合行事の手伝い

- ・連合から行事協力の依頼があれば人員の調整をする。
例) みこし巡行の付き添い
盆踊り、ふれあい祭り、運動会の交通整理

以上